

こうち奨学金返還支援事業の実施に関する協定書の一部変更に係る協定書

令和8年6月24日

高知県（以下、「甲」という。）と高知市（以下、「乙」という。）とは、令和6年7月19日に締結した「こうち奨学金返還支援事業の実施に関する協定」（以下「原協定」という。）、令和7年4月1日に締結した「こうち奨学金返還支援事業の実施に関する協定書の一部変更に係る協定」（以下「第1回変更協定」という）の一部を変更することについて、次のとおり協定を締結する。

（連携内容の変更）

第1条 原協定中「支援金」を「給付金」に改める。

第2条 原協定第1条第1項中「乙の」を「現況届兼給付金交付申請を行う年度の4月1日から5月31日の間に乙の」に改める。

第3条 第1回変更協定第1条の原協定第1条第2項本文の改正規定を次のとおり改める。

2 乙が支援する額は、次の各号に定めるとおりとする。ただし、算出される額に1,000円未満の端数を生じた場合は、当該端数を切り捨てるものとする。

第4条 第1回変更協定第1条の原協定第1条第2項第2号の改正規定中「要綱別表1の3」を「要綱別表1の3及び4」に改める。

（協定の効力発生日）

第5条 この協定の効力は、令和8年4月1日より発生する。

（その他）

第6条 その他の条項については、原協定及び第1回変更協定のとおりとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙がそれぞれ記名押印のうえ、各自1通を保有する。

甲 高知県
高知県知事

濱田省司



乙 高知市
高知市長

桑名龍吾

